

(目的)

第1条 一般社団法人日本脳神経看護学会（以下、「本学会」という）は、脳神経看護分野の看護実践活動において優れた技術と知識を有し、質の高い看護を提供できる看護師を養成することを目的とする。そのために脳神経看護分野に関する研修を実施し、修了者のうち本学会が認定基準を満たすと認められた者を「日本脳神経看護学会認定脳神経看護師（以下、「脳神経看護師」という）として認定する。

(認定制度)

第2条 脳神経看護師とは、脳神経看護に関する所定の研修を修了した上で、認定審査に合格し、脳神経看護分野において優れた看護実践能力および知識を有すると認められた者をいう。

2 脳神経看護師は、以下の役割を果たす。

- (1) 脳神経疾患患者の権利を尊重し、専門知識に基づく的確なアセスメントと確かな技術による看護を提供する。
- (2) 他の看護専門職と連携し、脳神経看護に携わる看護師の相談に応じ、専門的な知識や経験に基づいた助言を行う。
- (3) 脳神経疾患患者とその家族のQOL向上に向けて、多職種と連携・協働する。

(応募資格)

第3条 脳神経看護師研修の受講を希望する者は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 本学会の正会員であること。
- (2) 日本国の看護師免許を有すること。
- (3) 看護師免許取得後、通算3年以上の実務経験を有すること。
- (4) 脳神経看護分野の看護経験が1年以上あること。

(認定審査委員会の設置)

第4条 本学会は、脳神経看護師を認定する審査を行うために、認定審査委員会を設置する。

- 2 認定審査委員会の提案事項は、理事会に報告し承認を得るものとする。
- 3 認定審査委員会の委員は、理事長が推薦し、理事会の議を経て委嘱する。
- 4 認定審査委員会は、5名以上の委員をもって構成する。認定審査委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 認定審査委員会の委員には、認定教育委員会から選出された委員を1名以上含めなければならない。
- 6 認定審査委員会の委員長および副委員長は委員の互選によって選任する。
- 7 認定審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数によって行う。
- 8 認定申請者と直接の利害関係を有する認定審査委員会の委員は、当該申請者に関する審査を行ってはならない。
- 9 認定審査委員会の委員は、その職務上知り得た情報を守秘する義務を負う。この義務は、

委員の任期終了後においても継続する。

10 認定審査委員会は、議事録を作成し保管するものとする。

(認定審査)

第5条 認定審査は、認定審査委員会が指定する認定申請書および研修の受講証明書に基づき、書類審査によって行う。

- 2 認定審査委員会が別途定め、理事会の承認を得た合格基準に合致する者を合格とする。
- 3 認定審査に際しては、細則に定める認定審査料を徴収するものとする。

(脳神経看護師の登録)

第6条 本学会は、認定審査に合格した者に、一般社団法人日本脳神経看護学会認定脳神経看護師認定証と認定バッジを交付し、脳神経看護師名簿に登録する。

- 2 脳神経看護師認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。
- 3 脳神経看護師の登録に際しては、細則に定める登録料を徴収するものとする。

(名称の使用)

第7条 本学会によって認定された看護師は、脳神経看護師であることを所属機関内、自己の名刺や履歴書等に掲示および記載することができる。また、本学会はウェブサイト、配布物や学会が編集する刊行物に脳神経看護師名簿を掲載できる。

(認定の更新)

第8条 本学会は、脳神経看護師の資質保持のため、更新制を設ける。本学会の認定を受けた脳神経看護師は、交付の日より5年ごとにこれを更新しなければならない。更新の際に必要な条件や更新の手続きについては、別途細則を定める。

(脳神経看護師資格の喪失ないし停止)

第9条 脳神経看護師が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会はその資格を喪失または一定期間停止させることができる。ただし、(4)から(6)に該当する場合は、決議前に弁明の機会を与えるものとする。また、理事会は、必要に応じて3名以上の委員をもって構成する調査委員会を設置することができる。

- (1) 資格を辞退した、または会員資格を喪失した場合。
- (2) 認定の更新を行わなかった場合。
- (3) 更新要件を満たさなかった場合。
- (4) 虚偽の申告が判明した場合。
- (5) 日本国の看護師免許を喪失、返上または取り消された場合。
- (6) 倫理的または社会的規範に反する行為を行い、脳神経看護師としてふさわしくないと判断された場合。
- (7) 本人が死亡した場合。

(脳神経看護師資格の喪失ないし停止についての不服申立て)

第10条 喪失、停止等の審査・決議に関して異議がある脳神経看護師であった者は、理事会に対し、結果を通知した書面の発送日より30日以内に、書面にて再審査を請求することができる。

- 2 理事会は、脳神経看護師であった者の請求に応じて再審査を実施する。
- 3 認定審査委員会は再審査請求について審議を行い、理事会に報告する。その見解を踏まえて、理事会において決定する。
- 4 理事会は、再審査の結果を本人に通知する。

(脳神経看護師資格を喪失した場合の再取得)

第 11 条 前条により脳神経看護師資格を喪失した場合であっても、脳神経看護師であった者の申し出により、理事会が相当と認めた場合には、資格を再取得することができる。

- 2 再取得の要件および手続については、細則に別途定める。

(脳神経看護師制度の会計)

第 12 条 認定制度の会計に関する事項は認定審査委員会の管理の下に行い、理事会の承認および監査を受ける。

(情報管理)

第 13 条 脳神経看護師に関する情報は、本学会理事長の責任のもと、認定審査委員会が管理する。

(改廃)

第 14 条 この規約の改廃は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(附則)

本規約は 2026 年 4 月 1 日から実施する。

1. 認定のための研修

(研修の応募)

第1条 日本脳神経看護学会認定脳神経看護師（以下、脳神経看護師という）研修の受講を希望する者は、応募資格を有し、募集要項で定めた書類を本学会事務局（認定教育委員会）に期日までに提出しなければならない。

(研修受講申込者の選定)

第2条 研修受講者の選定は、次の各号を参考に認定教育委員会において審議し、理事会の承認を経て理事長が決定する。

- (1) 本学会会員歴（年数）
- (2) 本学会主催学術集会への参加状況（過去2年間）
- (3) 本学会地方部会研修会等への参加状況（過去2年間）

(初回研修の方法と費用)

第3条 脳神経看護師の認定審査を受けるための研修は次のとおりとする。

- (1) 本学会が主催する脳神経看護師研修（e-learning）を修了していること
 - (2) 本学会が主催する日本脳神経看護学会学術集会もしくは地方部会研修会等に参加していること（過去3年以内に1回以上）
- 2 前項の研修カリキュラムは、認定教育委員会が定める。

第4条 脳神経看護師の研修時間は、全講義で40時間とする。

第5条 脳神経看護師研修費用は70,000円とする。

- 2 初回研修費用には認定審査料を含む。
- 3 一旦収められた研修費は返還しない。

(更新研修)

第6条 脳神経看護師の認定更新審査を受けるための研修は、前回の認定以降の5年間に次の

- (1) または(2)で行う。
 - (1) 原則として本学会が主催する学術集会への参加 2回以上
または、本学会や地方部会が主催する研修会等への参加 5回以上
 - (2) 本学会が主催する学会と同等の学会への参加も認めることがある

2. 認定のための審査

(認定審査の時期と費用)

第7条 脳神経看護師の認定審査は、年2回、9月及び1月に行う。

- 2 申請受付期間は、8月1日より8月31日及び12月1日より12月25日までとする。
- 3 更新認定審査に際しては、認定審査料10,000円を徴収する。
- 4 一旦収められた認定審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(認定審査の申請書類)

第8条 初回認定審査の申請に当たっては、期日までに次の書類を認定審査委員会に提出する。

- (1) 認定申請書
- (2) 本学会が開催した脳神経看護師研修の受講証明書（発行から半年以内）

第9条 認定更新審査の申請に当たっては、認定有効期間の3ヶ月前までに次のものを認定審査委員会に提出する。

- (1) 認定更新申請書
- (2) 認定審査料を払い込んだ証明書のコピー
- (3) 第6条（更新研修）で定める研修の受講証

(認定の更新)

第10条 脳神経看護師の認定は5年ごとに更新する。但し、初回の認定期間は、認定日から5年後の日が属する事業年度の末日までとする。

- 2 認定の更新の審査を受けようとする者は、前回の認定から更新の申請までの間、本学会の正会員であり、かつ、この間の会費を完納していなければならない。
- 3 政令で激甚災害として指定された災害の被災地または局地激甚災害として指定された対象区域に居住または勤務する会員の、当該災害が発生してから18ヶ月以内に満了する脳神経看護師認定期間について、やむを得ない事情があると認められた場合、その認定期間を1年延長することができる。

(認定の手続き)

第11条 認定（更新を含む）は、認定審査委員会の報告に基づき、理事会の承認を経て理事長が行う。

- 2 前項の認定は、認定を受ける者の登録料の納付をもって有効とする。登録料は5,000円とする。
- 3 認定された者には認定証および認定バッジ（初回のみ）を交付し、脳神経看護師名簿に登録するとともに、本人の承諾後に氏名と所属をウェブサイトに掲載する。

(脳神経看護師資格の再取得の要件)

第12条 再取得の要件は、「日本脳神経看護学会認定脳神経看護師規約」の第9条（学会認定脳神経看護師資格の喪失ないし停止）の(1)～(3)の対象者で、更新の要件を満たしている者とする。

- 2 資格再取得の手続きは、更新手続きに準じる。

(脳神経看護師認定証および認定バッジの再交付)

第13条 改姓や破損・紛失等による認定証または認定バッジの再発行は、所定の様式に必要事項を記載の上、必要経費の振込証明書を添付し、本学会事務局（認定審査委員会）に提出する。

(改廃)

第14条 この認定に関する細則は、理事会の議を経て理事長が決定する。

(附則)

本細則は2026年4月1日から実施する。